

平成24年1月23日

高山村長 久保田 勝士 様



高山村特別職報酬等審議会  
会長 涌井 富生



議会議員等特別職の報酬及び給料の額について（答申）

平成24年1月16日に貴職から諮問のあった村長、副村長及び教育長の給料の額並びに村議会議員の報酬の額について、近隣市町村の現状や経済状況等を勘案のうえ慎重に審議した結果、次のとおり答申します。

#### 記

#### 1 本文

##### (1) 村長、副村長及び教育長の給料の額

村長、副村長及び教育長の給料の額は据え置くこととし、特例による減額措置を引き続き平成25年3月31日まで延長することが適当である。

##### (2) 村議会議員の報酬の額

村議会議員の報酬の額は据え置くこととし、特例による減額措置を引き続き平成25年3月31日まで延長することが適当である。

#### 2 理由

本村は、地方分権に対応しつつ住民サービスの向上と地域経済の活性化を図り、自律して持続可能な村づくりを進めるため、収入役の廃止や村議会議員定数の削減を実施するとともに、他市町村に先駆け、平成14年4月から村長、副村長及び教育長の給料を、また、平成15年7月から村議会議員の報酬について減額措置を実施し、以後同措置を継続しながら歳出の抑制を図るなど、積極的に行財政改革に取り組んでいる。

こうした取り組みの結果、本村の財政状況については、実質公債費比率や将来負担比率などの財政指標から見ると、県内でも相当程度の健全性が確保されていると判断できるものである。

しかしながら、国内における景気の動向は、東日本大震災の影響や欧米の金融不安等により依然として厳しい状況にあるなか、現在、国においては社会保障と税の一体改革が進められ、その一環として国家公務員給与の大幅な減額も見込まれている。

今後、この減額措置が地方に波及することも想定されることから、その動向を注視する必要があり、現段階において特例措置を廃止する積極的な理由は見当たらないため、平成24年度における特別職の報酬額等は据え置くこととし、特例による減額措置を平成25年3月31日まで延長することが適当と判断したものである。

## 別紙

## 議会議員等特別職の報酬及び給料の額

職名	報酬額／給料額 (円)	減額(円)	減率 (%)	適用年月日	
村長	規定	748,000			H9.4.1～
	特例	726,000	△22,000	△3	H14.4.1～ H15.6.30
	〃	673,000	△75,000	△10	H15.7.1～ H24.3.31
	答申	673,000	△75,000	△10	H24.4.1～ H25.3.31
副村長	規定	624,000			H9.4.1～
	特例	605,000	△19,000	△3	H14.4.1～ H15.6.30
	〃	568,000	△56,000	△9	H15.7.1～ H17.3.31
	〃	562,000	△62,000	△10	H17.4.1～ H24.3.31
	答申	562,000	△62,000	△10	H24.4.1～ H25.3.31
教育長	規定	550,000			H9.4.1～
	特例	533,000	△17,000	△3	H14.4.1～ H15.6.30
	〃	506,000	△44,000	△8	H15.7.1～ H17.3.31
	〃	495,000	△55,000	△10	H17.4.1～ H24.3.31
	答申	495,000	△55,000	△10	H24.4.1～ H25.3.31
議長	規定	266,000			H9.4.1～
	特例	250,000	△16,000	△6	H15.7.1～ H24.3.31
	答申	250,000	△16,000	△6	H24.4.1～ H25.3.31
副議長	規定	191,000			H9.4.1～
	特例	181,000	△10,000	△5	H15.7.1～ H24.3.31
	答申	181,000	△10,000	△5	H24.4.1～ H25.3.31
常任委員長	規定	177,000			H9.4.1～
	特例	168,000	△9,000	△5	H15.7.1～ H24.3.31
	答申	168,000	△9,000	△5	H24.4.1～ H25.3.31
議員	規定	169,000			H9.4.1～
	特例	161,000	△8,000	△5	H15.7.1～ H24.3.31
	答申	161,000	△8,000	△5	H24.4.1～ H25.3.31